

## 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正

令和5年8月2日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第1912257号-7。以下「保安措置ガイド」という。）の改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、保安措置ガイドの改正の決定について付議するものである。

### 2. 経緯

令和5年度第14回原子力規制委員会（令和5年6月7日）において、保安措置ガイドの改正案への意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成5年法律第88号）に準じた方法により任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

### 3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期間：令和5年6月8日から同年7月7日まで（30日間）
- (2) 方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (3) 提出意見数：5件<sup>1</sup>

### 4. 提出意見に対する考え方等

提出意見に対する考え方について、別紙1のとおり了承いただきたい。

### 5. 保安措置ガイドの改正

提出意見等を踏まえて修正を行った保安措置ガイドの改正について、別紙2のとおり決定いただきたい。施行日は委員会決定の日とし、速やかにホームページに掲載したい。

<sup>1</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは1件であった。

## 6. 今後の予定

保安措置ガイドの改正後、政令第 41 条非該当使用者<sup>2</sup>及び核原料物質使用者に対し、説明会の実施等により周知する。

### <資料一覧>

- 別紙 1 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案）についての提出意見及び考え方（案）
- 別紙 2 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案）
- 参考 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案）の変更箇所（見え消し）

---

<sup>2</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 52 条第 1 項の許可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に該当する核燃料物質を使用しない者をいう。

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

(案) についての提出意見及び考え方

令和5年〇月〇日

整理番号	提出意見	考え方
1	<p>2. 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定（使用規則第2について校正等は必ずしも ISO/IEC 17025 に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではない。</p> <p>&gt;原子力分野はあまり詳しくありませんが、測定系の実務分野において認定を受けていない機関による校正なんて意味があるのでしょうか？オレオレ詐欺と変わらないのでは？</p> <p>&gt;よって、非該当使用者等は、委託した外部の機関が放射線測定器の校正等を適切に行っていることを確認することが望ましい。</p> <p>望ましいという生ぬるい表現になっているのはなぜでしょうか？被爆管理を考えたら確認は必須ではないでしょうか？原子力業界の体質を考えたら、少なくとも必須にしておかないと喜んで手抜きすると思えますが。</p> <p>&gt;校正等は、毎年必ず実施することを求めるものではなく壊れていたら記録していても、なんにもならないと思えますが。自主性にまかせるのではなくきちんと年数を科学的に定めるべきでは？</p>	<p>御指摘の「2. 管理区域～求めるものではない」との記載について、非該当使用者等<sup>1</sup>の施設では、測定に用いる放射線測定器が多種多様であり、測定の目的や対象に応じて必要な精度が異なります。例えば、JIS に適合する線源等を用いた確認校正等で、その方法が測定の目的や対象に照らし、必要な精度に対応するものであることを説明できる場合には、適切な運用と考えられます。</p> <p>御指摘の「確認することが望ましい。」と記載した理由は、非該当使用者等によって、保有する核燃料物質や核原料物質の利用形態が異なるためです。例えば、日常的に使用している施設と密封状態で保管だけを行っている施設とでは状況が異なることから、非該当使用者等が自らの施設の状況を踏まえて取り組んでいただく際の例として記載したものです。</p> <p>また、校正等の頻度についても上記と同様の考え方により記載したものです。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p> <p>なお、非該当使用者等において施設の状況を踏まえて、校正等が適切に運用されているか否かを、今後、原子力規制検査において確認していきます。</p>
2	(1) 施行日について	今般のガイド改正は、核燃料物質の使用等に関する

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 52 条第 1 項の許可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に該当する核燃料物質を使用しない者及び同法第 57 条の 7 第 3 項に規定する核原料物質使用者をいう。

	<p>・本ガイドの改正は、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の「放射線測定の信頼性確保」の改正（施行日（10月1日））と同じ内容と考えている。現在、10月1日の同施行規則の改正に合わせて準備を進めているため、本ガイド施行日も10月1日に合わせて頂きたい。</p>	<p>規則（昭和32年総理府令第84号）及び核原料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号）に規定されている放射線測定器の機能維持等に係る考え方の例を示したものであり、経過措置期間を設ける必要はないと考えています。なお、改正内容に対する理解が必要であることに鑑み、本ガイドの改正後に、非該当使用者等に対する説明資料を郵送したのち、説明会の場で質疑応答を行っていきます。さらに、担当する検査官により検査のばらつきが出ないように検査官の教育を行ったうえで適用することとします。</p>
3	<p>（1）施行日について</p> <p>・本ガイドの改正は、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」（施行日（2023年10月1日））の第20条 測定の信頼性確保に関する改正と同じ内容と考えている。</p> <p>現在、10月1日の同施行規則の改正に合わせて鋭意準備を進めているため、もし上位である施行規則が改正される前に本ガイドが改正されると、現場に混乱を招く恐れがある。</p> <p>そのため、本ガイド施行日を同施行規則に合わせて10月1日に合わせて頂きたい。</p>	
4	<p>（1）施行日について</p> <p>・本ガイドの改正は、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の「放射線測定の信頼性確保」の改正（施行日（10月1日））と同じ内容と考えている。</p> <p>現在、10月1日の同施行規則の改正に合わせて準備を進めているため、本ガイド施行日も10月1日に合わせて頂きたい。</p>	
5	<p>・4枚目の改正後欄の最下行から2行上「掲げる」は「該当する」のほうがよい。政令第41条の条文のとおり。</p>	<p>御意見を踏まえ、「各号に掲げる」を「各号に該当する」に修正します。</p>
6	<p>・4枚目の改正後欄の最下行から5行上の下線部分「。」の改正内</p>	<p>「。」のあとに「非該当使用者（法第52条第1項の許</p>

	容は何か？	可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第41条各号に該当する核燃料物質を使用しない者をいう。以下同じ。)及び核原料物質使用者(以下「非該当使用者等」という。)における放射線測定信頼性確保の考え方の例を参考1に示す。」を追記したことが改正内容です。
7	・8枚目の改正後欄の最下行から5行上「人」と、9枚目の改正後欄の8行目「者」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	御意見を踏まえ、「者」に修正します。
8	・9枚目の改正後欄の最下行から2行上「校正等」の「等」は、校正以外の何を含むのか？	校正のほか、放射線測定器が有する機能及び期待される性能を維持していることを確認する点検を含みます。具体的には、可搬型の放射線測定器の場合、当該測定器が有するチェック機能による動作確認、製造者等による検出部や計測回路が機能することの確認等が該当します。
9	・10枚目の改正後欄の8行目「毎年」について：頻度ではなくて周期（間隔期間）について言及すべきではないか？	本ガイドは頻度を意図して記載しているため、原案のとおりとします。